

【発行者】 協同組合 愛知労務協会

富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙

■住所

〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階

TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>

FAX 052-261-2612



目次

1. 改正情報

2. 労務管理の基礎知識

3. 所長コラム

(注)

派遣先が3年を超えて派遣を受け入れようとする場合は、派遣先の事業所の過半数労働組合等からの意見聴取が必要です。なお、次に掲げる場合は、例外として期間制限がかかりません。

- 派遣元事業主に無期雇用される派遣労働者を派遣する場合
- 60歳以上の派遣労働者を派遣する場合
- 終期が明確な有期プロジェクト業務に派遣労働者を派遣する場合
- 日数限定業務（1か月の勤務日数が通常の労働者の半分以下かつ10日以下であるもの）に派遣労働者を派遣する場合
- 産前産後休業、育児休業、介護休業等を取得する労働者の業務に派遣労働者を派遣する場合

1. 改正情報

■ 改正労働者派遣法が成立（平成27年9月30日施行）

これまで2度国会で廃案となり、成立時期が注目されていた改正労働者派遣法が、平成27年9月11日の衆議院本会議で、自民、公明両党などの賛成多数で可決・成立しました。

【改正法のポイント】

(1) 届出制による特定労働者派遣事業の廃止

特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区分が廃止され、全ての労働者派遣事業は、新たな基準に基づく許可制となります。但し、施行日時時点で特定労働者派遣事業を営んでいる事業者は、平成30年9月29日まで許可を得ることなく、引き続き「その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者のみである事業」を営むことが可能です。

(2) 派遣期間制限の見直し

施行日以後に締結された労働者派遣契約に基づく労働者派遣契約は、全ての業務で次の2つの期間制限が適用されます。(注)

- ① 派遣先事業所単位の期間制限
⇒ 同一の事業所に対し派遣できる期間は原則3年が上限
- ② 派遣労働者個人単位の期間制限
⇒ 同一の組織単位に対し派遣できる期間は原則3年が上限

(3) 派遣元事業主における派遣労働者への雇用安定措置

- ① 派遣先への直接雇用の依頼
- ② 新たな派遣先の提供
- ③ 派遣元事業主による無期雇用
- ④ その他雇用の安定を図るために必要な措置

(4) 派遣労働者と派遣先労働者との均衡待遇の推進

派遣元と派遣先の双方において、派遣労働者と派遣先の労働者の均衡待遇確保のための措置が強化されます。

(5) 派遣労働者のキャリアアップ措置

- ① 段階的かつ体系的な教育訓練の実施の義務化
- ② 希望者に対するキャリア・コンサルティングの実施の義務化

2. 労務管理の基礎知識

- (※1)
対応が義務付けられている場合は該当します。
- (※2)
自由参加の場合は該当しません。
- (※3)
着用を義務付けられた制服や作業服などに着替える場合は該当します。
- (※4)
警報や電話に対する対応が義務付けられている場合は該当します。
- (※5)
出張の目的が物品の運搬自体である場合、物品の監視等について特別な指示がなされている場合、特別な病人の監視看護に当たるといった場合などは該当します。

■ 労働時間の管理

近年の労働者の権利意識の向上に呼応するように、労使間のトラブル件数は年々増加傾向にあります。中でも特に多いのが【未払い残業代の請求】です。このような請求はなぜ起こるのでしょうか？そのポイントは【労働時間】の管理にあります。

【1】労働時間とは

労働時間とは、「使用者の指揮命令下に置かれたものと評価できるか否か」（平成12年3月9日最高裁判決）という観点から客観的に判断されま。具体的な判断基準は次の通りです。

◆判断基準◆

- ・ 使用者からの義務付けがあったか
- ・ 使用者の明示・黙示の指示によらず、業務の準備行為等を行うことを余儀なくされたか
- ・ 行為に要した時間が社会通念上必要と認められる範囲か

◆労働時間に該当する例◆

- ・ 昼休み中の来客当番や電話番（※1）
- ・ 黙示の指示による残業
- ・ 就業時間外の教育訓練や研修（※2）
- ・ 更衣時間（※3）
- ・ 仮眠時間（※4）

◆労働時間に該当しない例◆

- ・ 私用、組合活動の時間
- ・ 休憩時間
- ・ 通勤時間
- ・ 出張先への移動時間（※5）



皆さんのお手元には届いていますか？放置しておくと、回答を怠ったとみなされてしまう可能性もありますので、くれぐれも注意して下さいね。

3. 所長コラム

■ 国勢調査

平成27年国勢調査が全国一斉に行われた…、そうだ。

『9月上旬から調査員がお伺いします』そんなチラシはありますが、調査員の訪問を受けていない。実は我家だけでなく、兄の家も、母の家でもある（10月18日現在）。日中、兄母我家ともに留守がちだが夜は誰かが家にいる。9月10～12日に『インターネット回答用ID配布』、来てません。9月26～30日に『調査票配布』、来てません。ひょっとして住民基本台帳に名前がない？まさかね…。調査員が勝手に記入した？どこかで聞いた話…。私は、日本人。市に電話をしようとする和家人曰く「電話したら書かなくちゃいけない。私書くのめんどくさいから、あなた書いてよ」と反対モード。法律上は、回答を拒んだり虚偽の回答した場合の罰則は定められているが、回答をしようと思っはいますけど、回答依頼がないんです。

マイナンバーの通知カード、我家だけ来ないとかだと少し困るな～。
大丈夫だろうね？マイナンバー！！